

給与・家計サポート特約〔総合保険用〕特約条項

この特約の内容	所定の就業制限状態（入院、在宅療養）に対する保障
給付金の種類	給与・家計サポート給付金
保険期間	有期
対応する別表	別表1、別表2

第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

号	用語	定義
1	定期的な訪問診療による在宅医療	「定期的な訪問診療による在宅医療」とは、被保険者が、日本国内の自宅等（病院または診療所 ^① 以外の施設 ^② を含みます。以下同じ。）で、医師の指示・診療に基づく医師または看護師等の訪問による計画的な治療 ^③ を受け、その治療に専念していることをいいます。
2	給付金支払対象期間	「給付金支払対象期間」とは、第3条に定める給与・家計サポート給付金の支払事由が発生し、給与・家計サポート給付金を支払うことができる場合において、給与・家計サポート給付金の支払事由発生日から、当該支払事由発生日の1年後の年単位の応当日 ^④ の属する月の前月20日までの期間をいいます。 また、給付金支払対象期間中、支払事由発生日の属する月を「給付金支払対象期間1カ月目」、その翌月を「給付金支払対象期間2カ月目」といい（その翌月以降、「給付金支払対象期間3カ月目」から「給付金支払対象期間11カ月目」まで同様とします。）、給付金支払対象期間の満了する日の属する月を「給付金支払対象期間12カ月目」といいます。

第2条 特約の付加および保障の開始

- この特約は、保険契約者の申出によって5年ごと配当付組立総合保障保険契約（以下、本条において「保険契約」といいます。）に付加します。この場合、新・入院特約〔総合保険用〕または終身入院特約〔総合保険用〕の付加を要します。
- 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、次の時に開始します。

号	特約付加の時期	保障が開始する時（責任開始時）
1	保険契約の締結時	「保障の開始」に関する5年ごと配当付組立総合保障保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）の規定に定める時
2	保険契約の締結後	同時に付加される保障見直し特約〔総合保険用〕特約条項に定める中途付加日

第1条 備考

- 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢^{（せうし）}における骨折、脱臼、捻挫^{（ひねり）}または打撲^{（うちぶ）}に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます。）
 - 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- たとえば、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等をいいます。
- 「計画的な治療」にあたるかどうかは、診療報酬点数表のうち、在宅医療に区分される在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。）の算定対象となる診療や管理指導等の有無などを参考にして判断します。
- 年単位の応当日がない月の場合には、その月の末日を応当日とします。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第3条 給与・家計サポート給付金の支払い

第3条 備考

① 当社は、次表に定めるところによって給与・家計サポート給付金を支払います。

種類	支払事由 (給与・家計サポート給付金を支払う場合)	給付総額	受取人	免責事由(「支払事由」に該当しても給与・家計サポート給付金を支払わない場合)
給与・家計サポート給付金	被保険者が次の各号のいずれかの状態(以下、「就業制限状態」といいます。)になり、就業制限状態が30日間継続したとき 1. 次のすべてを満たす入院(以下、「所定の入院」といいます。) ア. この特約の責任開始時 ^① 以後の入院であること イ. この特約の責任開始時以後に発病した疾病 ^② または発生した傷害を直接の原因とする入院であること ウ. この特約の保険期間の満了時まで開始した入院であること Ⅱ. 新・入院特約[総合保険用]特約条項または終身入院特約[総合保険用]特約条項に規定する入院給付金が支払われる入院であること 2. 次のすべてを満たす定期的な訪問診療による在宅医療(以下、「所定の定期的な訪問診療による在宅医療」といいます。) ア. この特約の責任開始時以後の定期的な訪問診療による在宅医療であること イ. この特約の責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害を直接の原因とする定期的な訪問診療による在宅医療であること ウ. この特約の保険期間の満了時まで開始した定期的な訪問診療による在宅医療であること	支払事由発生1回につき、基準給付金月額 × 12	被保険者 ^③	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^④ 8. 戦争その他の変乱 ^④ 9. 被保険者の薬物依存 ^⑤ 10. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの

② 給与・家計サポート給付金の支払方法は、以下のとおりとします。

- 給与・家計サポート給付金の支払事由に該当し、給与・家計サポート給付金を支払うこととなった場合、基準給付金月額^⑥を給付金支払対象期間中の月ごとに合計12カ月分支払います。
- 給与・家計サポート給付金は、第1号にしたがって、「給与・家計サポート給付金(1カ月目)」、「給与・家計サポート給付金(2カ月目)」、「給与・家計サポート給付金(3カ月目)」の順で、それ以降「給与・家計サポート給付金(12カ月目)」まで、

① 第2条(特約の付加および保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

② 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
 (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
 (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
 (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

③ 給与・家計サポート給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

④ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって就業制限状態になった場合、その事由によって就業制限状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、給与・家計サポート給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑤ 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」(平成18年1月1日現在)に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

⑥は次のページにあります。

次のとおり、支払います。

ア. 給与・家計サポート給付金（1カ月目）は、支払事由の発生による給与・家計サポート給付金の受取人からの請求により、「保険金等の支払いの場所と時期」に関する普通保険約款の規定に基づき支払います。

イ. 給与・家計サポート給付金（2カ月目）から給与・家計サポート給付金（12カ月目）までの各給付金は、以下の支払基準日が到来するごとにそれぞれ支払います。ただし、支払基準日が、上記アによる給与・家計サポート給付金（1カ月目）の支払期限よりも前に到来している場合は、上記アによる支払期限までに支払います。

支払基準日

支払事由発生日の属する月の翌月以後、給付金支払対象期間中の各月の20日

3. 給与・家計サポート給付金の支払事由発生日以後、給付金支払対象期間中に被保険者が死亡したとき^⑦は、第1号および第2号の規定にかかわらず、当社は、被保険者の死亡時の相続人に、第①項に定める給付総額から被保険者死亡時まですでに被保険者に支払った給与・家計サポート給付金の額を差し引いた額を一時に支払います。ただし、被保険者の死亡後に給与・家計サポート給付金として支払った金額があるときは、当社は、その金額を差し引いて支払います。

③ 給与・家計サポート給付金の支払いにあたっては、第①項および第②項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 給与・家計サポート給付金の支払いは、給付金支払回数^⑧を通算して2回を限度とします。

2. 被保険者が、次のア～エのいずれかに該当した場合、所定の入院または所定の定期的な訪問診療による在宅医療をしている期間中就業制限状態が継続しているものとみなして本条の規定を適用します。

ア. 所定の入院の退院日またはその翌日に改めて所定の入院を開始した場合

イ. 所定の定期的な訪問診療による在宅医療の終了日またはその翌日に改めて所定の定期的な訪問診療による在宅医療を開始した場合

ウ. 所定の入院の退院日またはその翌日に所定の定期的な訪問診療による在宅医療を開始した場合

エ. 所定の定期的な訪問診療による在宅医療の終了日またはその翌日に所定の入院を開始した場合

3. 被保険者の入院または定期的な訪問診療による在宅医療中にこの特約の保険期間が満了したときには、保険期間の満了時から継続している入院または定期的な訪問診療による在宅医療を、この特約が有効中の入院または定期的な訪問診療による在宅医療とみなして、第①項に定める給与・家計サポート給付金の支払事由の規定を適用します。

4. 被保険者が、この特約の責任開始時^①前に発生した原因によって責任開始時以後に入院または定期的な訪問診療による在宅医療を開始した場合でも、次のときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

ア. この特約の責任開始時の属する日から2年を経過した後に入院または定期的な訪問診療による在宅医療を開始したとき

イ. この特約の付加または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

5. 給付金支払対象期間中に給与・家計サポート給付金の支払事由が発生しても、当社は、その支払事由は発生していないものとみなし、給与・家計サポート給付金を支払いません。

6. 給付金支払対象期間満了の日以前に開始した就業制限状態が30日間継続し、給付金支払対象期間満了後に支払事由が発生しても、当社は、その支払事由は発生していないものとみなし、給与・家計サポート給付金を支払いません。ただし、その

第3条 備考

⑥ 給与・家計サポート給付金支払事由発生以後、給付金支払対象期間中に基準給付金月額が減額された場合でも、当該給付金支払対象期間中は、支払事由発生時点の基準給付金月額を支払います。

⑦ 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

⑧ 給与・家計サポート給付金の支払事由に該当した場合で、給与・家計サポート給付金の支払いの免責事由への該当や告知義務違反によるこの特約の解除事由への該当などがなく、給与・家計サポート給付金を支払うことができる回数をいいます。

① 第2条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第3条 備考

就業制限状態が給付金支払対象期間満了の日の翌日から30日間継続した場合は、その時点で支払事由が発生したものとみなします。

- ④ 給与・家計サポート給付金の支払事由が複数回発生した場合で、かつ、次の第1号に該当する場合、当会社は、次の第2号のとおり取り扱います。

なお、本項において、複数発生した支払事由をそれぞれ次のとおり定義します。

用語	定義
後発支払事由	給与・家計サポート給付金の支払いが、すでに開始している支払事由
先発支払事由	「後発支払事由」よりも先に発生した支払事由
第1号該当後発支払事由	「後発支払事由」のうち、本項第1号のアおよびイのいずれにも該当する「後発支払事由」
第1号該当先発支払事由	「先発支払事由」のうち、本項第1号のアおよびイのいずれにも該当する「先発支払事由」。ただし、先発支払事由が複数の場合、そのうち最も早く発生した先発支払事由とします。

1. 本項第2号の取扱いが適用される場合
 次のアおよびイのいずれにも該当する場合
 ア. 次のaまたはbに該当する場合

a	先発支払事由の給付金支払対象期間に相当する期間（本項において「給付金支払対象期間相当期間」といいます。） ^⑨ 中に後発支払事由が発生した場合
b	先発支払事由の給付金支払対象期間相当期間の満了の日以前に開始していた就業制限状態が30日間継続し、給付金支払対象期間相当期間満了後に後発支払事由が発生した場合。ただし、その就業制限状態が給付金支払対象期間相当期間満了の日の翌日から30日間継続した場合 ^⑩ を除きます。

イ. 後発支払事由にもとづく給与・家計サポート給付金が先に請求され、その支払いの開始後に上記アに該当する先発支払事由にもとづく給与・家計サポート給付金の請求があった場合

2. 本項第1号に該当する場合の当会社の取扱い
 ア. 第③項第5号および第6号の規定にかかわらず、第1号該当先発支払事由は発生しておらず、第1号該当後発支払事由が発生したものとみなして、本条（第③項第5号および第6号を除きます^⑪）および第8条第①項第2号の規定を適用します。
 イ. 第1号該当先発支払事由の給付金支払対象期間相当期間中に給与・家計サポート給付金の支払事由が発生しても、当会社は、その支払事由は発生していないものとみなし、給与・家計サポート給付金を支払いません。ただし、この場合でも、第1号該当後発支払事由は、上記アにもとづき発生したものとみなします。
 ウ. 第1号該当先発支払事由の給付金支払対象期間相当期間満了の日以前に開始していた就業制限状態が30日間継続し、給付金支払対象期間相当期間の満了後に支払事由が発生しても、当会社は、その支払事由は発生していないものとみなし、給与・家計サポート給付金を支払いません。ただし、この場合でも、第1号該当後発支払事由は、上記アにもとづき発生したものとみなします。また、その就業制限状態が給付金支払対象期間相当期間満了の日の翌日から30日間継続した場合は、その時点で支払事由が発生したものとみなします。
 エ. 第1号該当先発支払事由が次のaおよびbのいずれも満たす場合は、第1号該当後発支払事由発生時にこの特約は消滅します。
 a. 第1号該当先発支払事由の給付金支払対象期間相当期間中に、この特約の保険期間が満了すること

^⑨ 先発支払事由発生日から、先発支払事由発生日の1年後の年単位の応当日（年単位の応当日がない月の場合には、その月の末日を応当日とします。）の属する月の前月20日までの期間をいいます。

^⑩ この場合は、本項の規定の適用はなく、就業制限状態が給付金支払対象期間相当期間満了の日の翌日から30日間継続した時点で支払事由が発生します。

^⑪ 本条の適用にあたっては、第③項第5号および第6号の規定は適用せず、本号イおよびウのとおり取り扱います。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

b. この特約の保険期間が満了する日の翌日における被保険者の年齢が、この特約の付加の際に定めた更新限度年齢を超えるため、この特約が更新されないことになること

オ. 上記アまたはエにより、この特約が消滅する場合、第1号該当先発支払事由発生日後に到来する契約応当日の特約保険料の払込みは要しないこととします^⑩。

第4条 特約の保険料払込期間および特約保険料の払込み

- ① この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- ② この特約の特約保険料は、この特約の保険料払込期間中、「保険料の払込み」および「保険料払込方法（経路）」に関する普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第5条 特約保険料の払込免除

- ① 当社は、次表に定めるところによって、障害状態に該当した日後到来する契約応当日のこの特約の特約保険料の払込みを免除し、以後払込期月の契約応当日ごとにこの特約の特約保険料の払込みがあったものとして取り扱います。

払込免除事由（特約保険料の払込みを免除する場合）	「払込免除事由」に該当しても特約保険料の払込みを免除できない場合
被保険者が、この特約の責任開始時 ^① 以後に発病した疾病 ^② または発生した傷害によって、この特約の責任開始時から保険料払込期間の満了時まで、身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当したとき ^③	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為 2. 被保険者の犯罪行為 3. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 4. 戦争その他の変乱 ^⑤
被保険者が、この特約の責任開始時 ^① 以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険料払込期間の満了時まで、身体障害表（別表1）の第2級または第3級の障害状態に該当したとき ^④	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑥ 8. 戦争その他の変乱 ^⑤

- ② 被保険者が、この特約の責任開始時^①前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表1）の第1級の障害状態または第2級もしくは第3級の障害状態に該当した場合でも、この特約の付加または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

第3条 備考

⑩ この場合、第1号該当先発支払事由発生日後に到来する契約応当日以降、この特約が消滅するまでの間、この特約は、特約保険料の払込みを要せずに継続します。

第5条 備考

① 第2条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

② 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。

- (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
- (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
- (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時

③ 責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害（責任開始時前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限り、）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当したときを含みます。

④ 責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表1）の第2級または第3級の障害状態に該当したときを含みます。

⑤は次のページにあります。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第6条 特約の社員配当金

普通保険約款に規定する保険契約の社員配当金とは別に、この特約の社員配当金を支払うことがあります。

第7条 特約の重大事由による解除

「重大事由による解除」に関する普通保険約款の規定に定めるほか、次に定めるところによります。

1. 「重大事由による解除」に関する普通保険約款の規定に基づき、給付金支払対象期間中に「重大事由による解除」に関する普通保険約款の規定に定める事由が生じたことによりこの特約を解除した場合には、第3条第②項第1号および第2号の規定にかかわらず、当社は、給与・家計サポート給付金の受取人に、第3条第①項に定める給付総額からすでに給与・家計サポート給付金の受取人に支払った給付金の額を差し引いた額を一時に支払います。
2. 第8条第①項第2号および第3号の規定により、この特約が消滅した後、給付金支払対象期間中に給与・家計サポート給付金の受取人について「重大事由による解除」に関する普通保険約款の規定に定める事由が生じた場合には、第3条第②項第1号および第2号の規定にかかわらず、当社は、給与・家計サポート給付金の受取人に、第3条第①項に定める給付総額からすでに給与・家計サポート給付金の受取人に支払った給付金の額を差し引いた額を一時に支払います。

第8条 特約の消滅

- ① この特約は、次の各号にしたがって、消滅します。
 1. 新・入院特約[総合保険用]および終身入院特約[総合保険用]が解約、解除等によって消滅したときは、同時にこの特約も消滅します。
 2. 第3条第①項に定める支払事由が合計で2回発生^①した場合、その2回目の支払事由発生時に、この特約は消滅します。
 3. 第3条第①項に定める支払事由が初めて発生^①した場合で、かつ、次のいずれも満たすときには、その支払事由発生時にさかのぼって、この特約は消滅します。
 - ア. 当該支払事由の給付金支払対象期間中に、この特約の保険期間が満了すること
 - イ. この特約の保険期間が満了する日の翌日における被保険者の年齢が、この特約の付加の際に定めた更新限度年齢を超えるため、この特約が更新されないことになること
 4. 被保険者が死亡^②した時に、この特約は消滅します。
- ② 当社は、第①項第1号および第3号の場合、この特約の返戻金(第9条)があるときはこれを保険契約者^③に支払います。
- ③ 当社は、被保険者の死亡により「被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約」について積立金を支払う場合、この特約の積立金^④があるときはこれを保険契約者に支払います。

第9条 特約の返戻金

この特約の返戻金は、この特約の特約保険料が払い込まれた年月数および経過した年月数により計算します。

第10条 基準給付金月額額の減額

保険契約者は、この特約の基準給付金月額を減額することができます。ただし、当会

第5条 備考

- ⑤ 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、この特約の特約保険料の払込みを免除します。

第8条 備考

- ① 給与・家計サポート給付金の支払いの免責事由への該当や告知義務違反によるこの特約の解除事由への該当などがなく、給与・家計サポート給付金を支払うことができることをいいます。
- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。
- ③ 給与・家計サポート給付金を支払うときは、給与・家計サポート給付金の受取人としてします。
- ④ 当社の定める方法によって計算されるこの特約に対する責任準備金のことをいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

社は、減額後のこの特約の基準給付金月額が当会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

第11条 保険料の自動振替貸付

この特約の返戻金額は、「保険料の自動振替貸付」に関する普通保険約款の規定に定める特約の返戻金の合計額に含めます。

第12条 給与・家計サポート給付金の受取人による保険契約の存続

- ① 債権者等による解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じた場合は「保険金等の受取人による保険契約または特約の存続」に関する普通保険約款の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、給与・家計サポート給付金の支払事由が生じ、当社がその給与・家計サポート給付金（1カ月目）を支払うべきときで、かつ、第8条第①項第2号および第3号の規定によりこの特約が消滅するときは、その支払うべき金額の限度で、解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給与・家計サポート給付金の受取人に支払います。
- ② 第①項の場合において、その支払うべき金額が、解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額に満たないときは、当社は、給与・家計サポート給付金の給付総額の限度で、解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、残額があるときはこれを一時に給与・家計サポート給付金の受取人に支払います。

第13条 普通保険約款の規定の適用

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

第14条 普通保険約款の法人契約特則が適用される場合の特則

普通保険約款の法人契約特則が適用される場合で、給与・家計サポート給付金を契約者または死亡保険金受取人である団体等に支払うときは、第3条第②項第3号を以下のとおり読み替えます。

3. 給与・家計サポート給付金の支払事由発生以後、給付金支払対象期間中に被保険者が死亡したとき^⑦は、第1号および第2号の規定にかかわらず、当社は、保険契約者または死亡保険金受取人である団体等に、第①項に定める給付総額から被保険者死亡時まですでに被保険者に支払った給付金の額を差し引いた額を一時に支払います。ただし、被保険者の死亡後に給与・家計サポート給付金として支払った金額があるときは、当社は、その金額を差し引いて支払います。

第3条(読み替え後) 備考

- ⑦ 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

(平成30年6月2日実施)
(令和5年4月2日改正)

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください